

## 工事請負契約に係る「契約事項」の一部改正について

契約事項の一部を次のように改正する。

(新旧対照表のとおり)

(平成30年5月25日建政-304 (平成30年6月1日契約分から施行))

### 契約事項新旧対照表

#### 1 通常の契約

新 (改正後)	旧
(補則) 第53条 <u>平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	(補則) 第53条 <u>削除</u>

#### 2 契約保証を免除する契約

新 (改正後)	旧
(補則) 第53条 <u>平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	(補則) 第53条 <u>削除</u>

#### 3 継続費による契約

新 (改正後)	旧
(補則) 第53条 <u>平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	(補則) 第53条 <u>削除</u>

#### 4 全部債務による契約

新 (改正後)	旧
(補則) 第53条 <u>平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	(補則) 第53条 <u>削除</u>

5 一部債務による契約

新（改正後）	旧
<p>（補則）  <u>第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p>	<p>（補則）  <u>第53条 削除</u></p>

6 役務的保証を付す契約

新（改正後）	旧
<p>（補則）  <u>第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p>	<p>（補則）  <u>第53条 削除</u></p>

7 3年以上債務による契約

新（改正後）	旧
<p>（補則）  <u>第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p>	<p>（補則）  <u>第53条 削除</u></p>